

平成 29 年第 8 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成 29 年第 8 回教育委員会会議

1 日 時 平成29年 3 月 29 日（水） 15時30分～16時00分

2 場 所 S T V 北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長 岡	豊 彦
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	佐 藤	淳
委 員	長 田	正 寛
教育次長	大 友	裕 之
生涯学習部長	山 根	直 樹
庶務係員	岡 部	歌 織
庶務係員	洞 内	亮
庶務係員	石 川	亜 樹
学校教育部長	引 地	秀 美
厚生担当係長	山 岸	大 志
教職員係員	吉 尾	昇 平
給与管理担当係長	猪 又	久 司
主査（調整）	花 田	直 樹
教職員人事担当課長	早 川	修 司
人事制度担当係長	田 中	裕 樹
人事係員	伊 藤	大 輔
教育制度担当部長	山 本	真 司
教育制度担当課長	佐 藤	伸 二
教育制度担当係長	木 村	公 彦
給与制度担当係長	今 中	夏 樹
教職員課	菊 地	友美恵
教職員課	藤 田	洋 久
教職員課	林	大 地
総務課長	竹 村	真 一
庶務係長	國 方	大 翼
書 記	吉 田	望

4 傍聴者 3名

5 議 題

- 議案第1号 県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係規則の整備等に関する規則案
- 議案第2号 教育委員会事務の補助執行についての一部を改正する案
- 議案第3号 札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則案
- 議案第4号 札幌市立学校教育職員退職手当条例施行規則案
- 議案第5号 札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則案
- 議案第6号 札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則案
- 議案第7号 札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める規則案
- 議案第8号 札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則案
- 議案第9号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案
- 議案第10号 札幌市教育委員会庁舎管理規則の一部を改正する規則案

【開 会】

○長岡教育長 これより、平成 29 年第 8 回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、佐藤淳委員と長田正寛委員にお願いいたします。

本日は、池田光司委員、池田官司委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がございました。

【議 事】

- ◎議案第 1 号 県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う関係規則の整備等に関する規則案
- ◎議案第 2 号 教育委員会事務の補助執行についての一部を改正する案
- ◎議案第 3 号 札幌市立学校教育職員特殊勤務手当支給規則案
- ◎議案第 4 号 札幌市立学校教育職員退職手当条例施行規則案
- ◎議案第 5 号 札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則案
- ◎議案第 6 号 札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則案
- ◎議案第 7 号 札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める規則案
- ◎議案第 8 号 札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則案

○長岡教育長 議事に入ります。まず、議案第 1 号から議案第 8 号までについてですが、これらは、県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う所要の規程整備であることから、まとめて説明、ご審議をお願いしたいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第 1 号から第 8 号まではまとめて、説明、審議を行うこととします。事務局から説明をお願いします。

○教育制度担当部長 議案第 1 号から議案第 8 号までの 8 つの議案について一括して説明いたします。

平成 29 年 4 月 1 日に実施される小学校、中学校等の県費負担教職員の給与負担等の北海道から札幌市への権限移譲に関しましては、道費負担教職員に加え、現在、北海道の条例を準用している高校等の市費負担の教職員を含め、その勤務時間や給与その他の勤務条件等を定めた条例案について、昨年 の第 3 回定例市議会において議決を受け、同年 10 月 6 日に公布されております。

これらの条例の施行に際して必要となる手続等について定めるとともに、関係教育委員会規則について、所要の規程整備を行うため、本件議案を提出するものです。

お手元の議案第 1 号の資料、「県費移譲に伴う教育委員会規則の整備」をご覧ください。

全体の話をしていただきます。議案第1号については、既存規則1本の廃止及び6本の規則改正を行うものです。議案第2号については、教育委員会通ちょう1本の改正を行います。

また、新たに議案第3号から第8号まで計6本の教育委員会規則を制定するものです。

それでは、まず、議案第1号及び第2号については、現在市費教職員に適用されている「札幌市立高等学校等の職員に係る給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」がこの度の県費移譲に伴い、廃止されることに伴い、関係規則を廃止するとともに、今回の権限移譲に伴う職名の整理や市長部局との均衡を考慮した制度や手続等の整備、県費移譲に伴う所要の改正を行うものです。

議案第3号につきましては、「札幌市立学校教育職員特殊勤務手当条例」の制定を受け、教育職員の特殊勤務手当の手当額や支給に関して必要な事項を定めるものです。

また、議案第4号から第8号までの5つの規則につきましては、いずれも「札幌市立学校教育職員退職手当条例」の制定を受け、市長部局における規則と同様の内容で規定するものです。

議案第4号は、「札幌市立学校教育職員退職手当条例施行規則」として、退職手当の算定にかかります在職期間の取扱い等について規定するものです。

議案第5号は、「札幌市立学校教育職員失業者の退職手当支給規則」として、失業者の退職手当の支給に関し、必要な手続や書面の様式等について規定するものです。

議案第6号は、「札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則」として、退職手当の支払差止や返納命令等の処分にあたって、処分対象者からの意見の聴取に係るものが必要とされますので、この手続について規定するものです。

議案第7号は、「札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める規則」として、早期退職希望者の募集及びその認定の制度に係る書面の様式等を定める規則で、早期退職募集制度に係る手続等を定めるものです。

最後に議案第8号、「札幌市立学校教育職員退職手当条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式等を定める規則」として、退職手当の支給制限等の処分に係る書面の様式について規定するものです。

先ほど申し上げましたが、いずれも市長規則と同様に整備するものとなっております。規則案の概要については、以上です。

なお、規則の制定に関して、補足をさせていただきます。各条例の委任に基づきます規則の制定にあたっては、市長部局において、職員の給与その他の勤

務条件については、原則として、人事委員会規則で定めております。また、市長部局の特殊勤務手当及び退職手当については、市長規則において定めていることから、教育職員についても、同じような考え方から、特殊勤務手当及び退職手当については、教育委員会規則で、休暇その他の勤務条件、初任給や昇格、昇給の決定、扶養手当や通勤手当、教員特有の義務教育等教員特別手当等の諸手当については、人事委員会規則で定めることとしております。

これらの規則案の施行期日はいずれも平成29年4月1日としております。規則案の概要は、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**長岡教育長** ありがとうございます。教職員に関わる規程の整備に関するものです。道から市に、教職員の給与負担が権限移譲されることによって、それに伴い条例は議会で認めてもらっており、それに伴う規則の改廃について審議するものです。今、説明があったとおり、基本的には市のこれまでの内容に合わせるといった形で規程整備がされておりますが、なかなか内容が難しいと思いますので、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

○**佐藤委員** 基本的に規則案については、異存ありません。確認ですが、議案第1号の市立学校管理規則の新旧対照表の2枚目に、学校事務係長職の新設ということが載っていると思います。事務長と学校事務係長の関係性を教えていただければと思います。

○**教育制度担当部長** まず、事務係長職についてですが、小学校、中学校に事務職員というのは、ほとんどの場合、単数配置となっており、経験差によって担える事務が異なっているといった背景があります。そこで、単数配置の学校をグループ化し、それぞれの事務を共同で事務処理をしようということで、概ね中学校区2つ、小学校が大体4つくらいあるのですが、6校でグループを作りまして、共同実施をするというものです。その共同実施のなかに、係長職、グループ長という者を配置し、配置されている学校の事務を行ったうえで、そのグループの共同の事務処理を中心となって、進めていただくということで、係長職を今回新設して、業務を担ってもらおうというのが、係長職の配置の背景です。

あと、事務長は高校と特別支援学校に配置ということなので、直接何かがりンクされているということではありませんが、係長職は小学校、中学校に今回10名配置します。

○**佐藤委員** これまで北海道の所管であった場合もこのような係長は配置して

いたのでしょうか。

○教育制度担当部長 配置しておりません。

○佐藤委員 ということは、特に肩書きというか、長がつくような職種がなかったのが今までの状況ということでしょうか。

○教育制度担当部長 そうです。今まで、北海道では、少し異なる事務主幹といったような違う名称のポストはありましたが、学校事務係長職としてのポストは、今回新たに設置するものです。

○佐藤委員 今回、新たに札幌市が所管することになって、グループの6校の中の1つの学校に事務係長という方がいて、グループを統括するというのでしょうか。

○教育制度担当部長 そうです。

○長田委員 今回の件で、札幌市で特徴的なところがあるのであれば、その部分について、もう少し詳しく教えていただけますか。

○教育制度担当部長 退職手当等につきましては、市長部局の条例、規則に則った形で同じような改正をいたします。また、これまで北海道規則がありましたので、札幌市で特別何か特徴的というのはありません。先ほど、係長職の話がありましたが、この部分以外では、札幌市で特別なことというのはありません。

○長岡教育長 今の佐藤委員の発言というのは、まさに今回の権限移譲に伴った特徴的なもので、学校事務職員の取扱いとして、4月1日から新たに札幌市の取組として、新設されたものです。そういう面では、非常にタイムリーな質問に対する回答だったと思います。人事交流について、事務局から説明をお願いできますか。

○教育制度担当部長 事務職員の関係で、先ほど申しあげました共同で事務処理を行う以外に、試行実施ですが、行政の事務職員と学校の事務職員をそれぞれ5名ずつ、人事交流を行い、効果があれば、別に試験を行っております採用試験についても一本化できるのではという部分も含めて、検証をしていきます。

そういった人事交流についても、この4月から試行実施を行います。

○長岡教育長 他にご質問、ご意見、ございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第1号から第8号までについては、提案どおり決定することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、そのように決定します。

◎議案第9号 札幌市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 続きまして、議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 「札幌市教育委員会行政組織規則」は、教育委員会事務局等の組織や各課が所管している事務分掌等について定めている規則です。

来年度の機構改革に伴い、各課の事務分掌について、一部の改正が必要となったことから、本規則案を提出するものです。

まずは、機構改革の主な内容についてご説明いたします。お手元の青いインデックスの参考資料「部機構等に係る編成案 生涯学習部」をご覧ください。

表の左側が現行の機構図、右側が29年度の新たな機構図となります。

平成29年4月1日の県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い、教員に係る勤務条件その他の労使交渉に関する事務が新たに生じることとなります。

教育委員会においては、これまで学校職員に係る労使交渉に関する窓口を生涯学習部総務課調整担当係長が担当しておりましたが、この度の県費移管に伴い、この窓口を学校教育部へ移管することといたしました。

具体的には、「総務課調整担当係長」を学校教育部へ移管し、名称を「教職員課労務係長」に改めることといたしました。

この変更に伴い、「新旧対照表」のとおり、これまで生涯学習部総務課にあった労使交渉に関する事務分掌を削除し、学校教育部教職員課へ事務の移管を行っております。

次に、インデックスの「参考資料」の2ページ目「部機構等に係る編成案 学校教育部」をご覧ください。

学校教育部においては、県費移管により新たに発生する、まず、給与勤務条件の労使交渉、そして、学級編成及び定数要求、そして、職員費、教育費の予算決算事務等の他、移管後の円滑な事務執行に対応するため、新たに「調整担当部長」を設けることとしました。

また、県費移管にあわせて、教職員担当部の再編を行うこととし、教職員定数の管理や学校事務職員の在り方の検討等を所管する「調査係」及び「調査担当係長」の新設、一般事務職員と学校事務職員の人事交流や共同実施組織を試行するための「学校運営支援担当係長」の新設、そして、学校職員の勤務条件等に係る労使交渉や給与支給事務等を所管する「労務担当課長」を新設することといたしました。

この教職員担当部の再編に伴い、新旧対照表のとおり、教職員課の事務分掌を改正しております。

以上のとおり、平成29年度機構改革を行うことから、本案のとおり行政組織

規則を改正してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**長岡教育長** ありがとうございます。先ほどの議案第1号から第8号までの説明にあったような県費移管に伴っての行政組織の改編に係る規則の一部改正ということで、議案第9号の説明がありました。ご質問、ご意見等はございましたら、お願いします。

○**阿部委員** 先ほどお話のありました労使交渉という言葉は、具体的にどのような交渉が行われるのでしょうか。

○**生涯学習部長** 例えば、給与、手当等に関する交渉、あるいは、休暇等の勤務条件等に関する交渉がございます。先ほどからお話がありましたとおり、それらは、今まで北海道条例に基づいて規定されておりましたので、教職員課の方では、給与の支給事務は行っていましたが、元となる規程は所管していなかったもので、交渉の対象とはなっておりませんでした。それが、今度から札幌市の条例で規定され、教職員課が勤務条件、給与を所管する交渉の当事者となるということで、労使交渉の窓口を移すものです。

○**長岡教育長** 行政組織なので、今ご覧いただいても難しい部分があるかもしれませんが、今、生涯学習部長から話があったとおり、職員の給与負担等が北海道から札幌市に移って、今までは、北海道が決めたものに基づいて、支給していたものについて、札幌市が準用してきたので、札幌市は直接の交渉の当事者になっていなかったのですが、今度から札幌市の給与負担となりますので、直接的に組合と当局といった関係が出てきます。そういうことに対応する組織改編ということになっております。他にご質問、ご意見、ございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○**長岡教育長** それでは、議案第9号については、提案どおり決定することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**長岡教育長** それでは、そのように決定します。

◎議案第10号 札幌市教育委員会庁舎管理規則の一部を改正する規則案

○長岡教育長 続きまして、議案第10号「札幌市教育委員会庁舎管理規則の一部を改正する規則案」です。事務局から説明をお願いします。

○生涯学習部長 本議案は、市長部局において同様の規程改正が行われていることを踏まえ、教育委員会規則の一部について改正するものです。

市長部局では、「札幌市職員の補職名及び職種に関する規程」別表により、業務職員の職種のひとつとして、庁舎内の警備等を行う「衛視」を定めております。

現在、市長部局において2名の衛視を任用しておりますが、退職及び他の職種への変更などにより、平成29年3月31日限りで不在となる予定で、また、今後も任用する見込みがないことから、衛視を廃止することとしております。

教育委員会では近年、衛視は任用しておらず、また、市長部局と同様に、今後、任用する見込みもないことから、市長部局における規程改正にあわせまして、インデックスの「新旧対照表」のとおり、所要の改正をすることとします。

なお、この改正は、平成29年4月1日から施行することとしたいと思っております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○長岡教育長 ありがとうございます。議案第10号の説明でした。衛視は、教育委員会では、いないのでしょうか。

○生涯学習部長 おりません。少なくともSTV北2条ビルに移転してからは、このビルの警備によっております。

○長岡教育長 市長部局の衛視の職が実質的になくなるということで、市長部局の規程改正に合わせて、教育委員会規則も改正するということで、よろしいですね。

○生涯学習部長 はい。

○長岡教育長 今、ありましたとおり、字句の整理を行うものです。ご意見、ご質問があればお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、議案第10号については、提案どおり決定してよろし

いでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 それでは、そのように決定します。

【閉 会】

○長岡教育長 本日予定された議案は以上となりますが、そのほか各委員からご発言はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○長岡教育長 以上で、平成29年第8回教育委員会会議を終了いたします。

以 上